

一、島根県旧能義郡広瀬町出土の古丁銀・極印銀（上）

— 島根県出雲地方における極印銀鑄造に関連して —

池上 宥昭

はじめに

中世における灰吹法の導入以降、毛利氏をはじめ各領国において猷納・軍費・褒賞といった様々な用途に行使する領国貨幣が鑄造された。とくに、毛利氏領内において鑄造された古丁銀は、近世においてはそれを踏襲した丁銀や豆板銀といった秤量貨幣のもととなったことが知られている。

また、毛利氏領内以外においても、山出しの灰吹銀のまま地金として通用した事例もあつたが、近世においては、江戸幕府の公貨が全国的に行き渡るまでの間、その補填をするものとして各地で併用して通用されたもののひとつに極印銀がある。

極印銀は、切遣いを前提として通用したために、現存するものはほとんどが切断されて使用された跡が見受けられ、泉界では切銀（きりぎん・きれぎん）と呼称されることが一般的である。また、切遣いの貨幣であるため、当地の法令等で極印の一部さえ残存していれば、大方の通用が認められていた。

ただし、これらの多くは寛文年間～元禄年間の中に幕府の公貨である慶長銀や元禄改鑄によって、その役目を終えて次第に姿を消した。

そのため現存するものは極めて少ない上、切遣いの性質上、極印の全容がわかるものはさらに少ないといえる。加えて、鑄造に関わる史料も残っていないことが多く、後世の書籍等で聞き伝えが記録されたものも少なくない。

各領国における極印銀の具体例については、在地史料や銀座史料にその記述を確認できるものがある。なかでも銀座史料の一つである、江戸幕府の南鐐二朱銀が鑄造される直前に、その準備および参考のために銀座役人が書き上げたとされる、明和八年（一七七二）成立の銀座史料『諸国灰吹銀寄』は特筆すべき史料と言えよう。同書には現存を確認できないものも多くあるが、その性格上記載されたものは銀座役人により実際に確認され、品位についても細かく記録されている。しかし、同書に記載されていないがらうまだ確認が出来ていないもの、対して、当然ながら現在のような交通手段や情報網が存在しないなかでの調査であるため、現存しているがら未掲載のものも存在している。

現在までのところその現存事例を確認することができる極印銀については、陸奥・出羽・越後・佐渡・加賀・能登・越中・飛騨・因幡・伯耆・出雲・長門・周防・豊前といった各領国のものが挙げ

られる。また、寛文八年（一六六八）に、京都銀座役人の狩野七郎右衛門によって成立した銀座史料『灰吹遣之国々より出申候灰吹丁銀に吹立申覚』（通称：『狩野書上』）においては、日向における極印銀の存在が示唆されており、現在鑄造地不明とされる極印銀がそれに当たる可能性は十分に考えられよう。

これらは判座や奉行・代官所などが、品位・品質を保証することを目的とした極印を打刻したものとされ、佐渡や因幡においては、鑄造するに至るまでの在地史料も当地に伝わっている。また、極印の意匠も、鑄造地の地名を図案化したものもあれば、判座を勤めた人物の名前に関係するもの、「宝」の字を図案化したものなど、多岐にわたる。加えて、貨幣として通用させるために、ある程度の量産できる体制があつたこととみられ、一見同一の極印であっても、その細部を見ると明らかに差異が認められる場合がある。

ところで、毛利氏領内で鑄造された古丁銀のうち、槌目やタガネ目の極印だけの無刻字丁銀だけでなく、極印が打刻された刻字丁銀においても切遣いされたものが現存している。堺南鐐座によって鑄造され、江戸幕府による銀貨鑄造の過程で徳川家康に上覧された試作のものの方

ち、括袴丁銀と菊一文字丁銀には切遣いのものが現存しており、慶長丁銀も当初は切遣いの慣習が残っていた。このように、領国銀における切遣いの慣習は江戸幕府の貨幣政策にも多少なりとも影響を与えていたのである。

しかし、その古丁銀や極印銀といった領国銀は、慶長銀が制定されて以後は、併用されつつ寛文年間を境として、次第に通用が停止され、慶長銀に代わったとされる。そのため、そのほとんどが回収され、現存するものは稀である。

加えて鑄造の事実も、在地史料が限られているため、先行研究も少ないのが現状である。また、銭貨における出土事例のなかでも、古丁銀



【図①】 島根県旧能義郡広瀬町の位置

や極印銀と言った領国銀が出土することは極めて少数であり、とくに江戸時代に鑄造されたと思われる極印銀の出土事例は少ない。発掘調査で出土した極印銀としては、これまで昭和五三年（一九七八）の石川県加賀市田尻シンペイダンの遺跡の永字極印銀のみが、その事例としては唯一のものであった。

そのなか、廣江耕史氏・目次謙一氏によって、島根県能義郡広瀬町（現安来市）を流れる飯梨川（旧名・富田川）に所在する富田川河床遺跡から、四点の切遣いの銀貨が、昭和五五年（一九八〇）～同五七年（一九八二）の調査において出土していたことが令和六年（二〇二四）

に報告された⁴。

この報告においては、発掘調査の概要ならびに四点それぞれの長さ・幅・厚さ・重量と蛍光X線分析における考察が行われている。

筆者は、この報告に先立ち、同五年（二〇二三）八月三日に、永井久美男氏より出土四点のうち一点に打刻される極印の照会を受け、これまで競売等でわずかながら確認されながら、泉籍不明とされてきた極印銀の一つであることを確認した。また、同六年（二〇二四）七月八日に廣江氏・目次氏の立会いのもと、四点すべてを実見した。

この事例は、発掘調査で出土した極印銀としては、先の田尻シンペイダン遺跡の永字極印銀に次いで二例目（不時発見を含めると三例目）であり、古丁銀の出土事例としては、初めての事例（不時発見を含めると八例目）となる貴重な事例である（次頁表①）。また、同一の遺跡から古丁銀・極印銀・灰吹銀が出土した事例は不時発見の事例を含めても唯一のものとなっている。

また、中世から近世初期にかけての出雲国内における銀の切遣いの通用があったことを確実なものとする貴重な事例である。

本稿においては、上記の報告を踏まえて、島根県出雲地方における古丁銀ならびに極印銀の通用および鑄造について、これまで出雲国内鑄造とされてきた極印銀の現存事例などを交えて考察を行うものとする。

なお、本稿は『出土銭貨』の拙稿を再構成したものである。